

物価安定政策会議特別部会
基本問題検討会について

平成13年4月23日
内閣府国民生活局

1. 主旨

公共料金分野を全体的に見ると、料金制度改革について累次の提言を行ってきた結果、多くの事業分野において参入規制、価格設定の弾力化、情報公開等の面でさまざまな進展が見られるようになった。

また、公共料金の各分野においては、ネットワークの相互利用、情報通信分野をはじめとした技術革新など、新たな展開も見られる。

基本問題検討会においては、こうした現状について把握するとともに、将来に向けた課題を整理することによって、物価安定政策会議特別部会等における公共料金分野の低廉化や同分野の制度改革の調査審議に用いることを主たる目的とする。

2. 検討内容

(1) 事業横断的な論点として想定される課題について検討を行うことにより、公共料金分野共通の問題点等を洗い出す。

(例示)

- ア) 新規参入・価格設定方式の動向
- イ) 情報公開の動向
- ウ) 内外価格差の現状、効率化進展状況
- エ) ITの推進が事業や事業形態に与える影響
- オ) 海外の制度改革の進展状況

(2) こうした公共料金分野における共通の論点を踏まえ、各分野における現状や問題点、及び今後の動向について、専門家等の意見を聞くなどの方法も用い、改革の現状把握や今後の課題を整理していく。

(検討対象とする料金分野の例示)

- ア) 電気料金・都市ガス
- イ) 電気通信
- ウ) 航空
- エ) 鉄道
- オ) バス・タクシー
- カ) 上下水道
- キ) 高速道路
- ク) 郵便

(3) 欧米では、日本とは異なる制度改革が進展している事例が見られる。制度改革導入時の問題、導入後の便益・弊害などの経験を、日本における背景・事情の差異なども考慮して整理し、それをもって検討材料とする。

3. 検討の進め方

平成13年春に第1回目の会合を開催し、初回は公共料金分野における横断的な論点を例示し、その後個別分野における検討を行い、これらの結果を踏まえて、共通の課題を整理する。

4. 構成委員

検討会は、特別部会の委員及び専門委員若干名で構成することとし、具体的人選は特別部会長に一任する。

5. 報告書の位置付け

上記のような、基本問題検討会における検討結果を適宜取りまとめ、特別部会に報告する。